

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

年 月 日

(注) 入札者又は買受申込者は、太枠内を必ず記載してください。

入札又は買受申込を行う 公売財産の売却区分番号							
公売保証金振込者名 ※法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所又は所在地						
	連絡先 フリガナ						
	氏名又は名称 フリガナ						
	代表者名						
	公売保証金の返還事由が生じた場合は、この公売保証金を次の口座への払渡を請求します。						
公売保証金払渡請求 ※入札者又は買受申込者本人の口座を記載してください。	請求金額 (公売保証金)						円
	フリガナ 氏名(名称)						
	振込先の 金融機関	銀行・組合 金庫・農協・漁協			本店・本所 支店・支所		
	預貯金の種別	普通・当座・その他()					
	口座番号						

金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付場所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本又はコピーを貼り付けて提出してください。

なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼付けてください。

また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違えないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 公売保証金通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は入札期間中または入札書提出の前までに、指定の金融機関の口座に入金済みとされていなければなりません。なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※指定の金融機関の口座への入金を確認できなければ、入札又は買受申込ができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係り公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は納付後、その取り消し又は変更ができませんので、ご注意ください。
※誤って公売保証金を振込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 最高価申込者等にならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
公売保証金は入札又は買受け申込者に返還しますので、「公売保証金払渡請求」欄に記載する預貯金口座は、入札又は買受け申込者名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 公売保証金の振込先は、公売財産概要欄でご確認ください。